

1 適正表示対策の拡充について

- (1) 「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、都道府県知事に委任された事業者に対する法第29条第1項の報告の徴収及び立入検査等の権限については、法第7条第1項に規定する「措置命令を行うために必要があると認めるとき」だけでなく、「都道府県知事が必要であると認めるとき」にも行使できるようにするなど、調査権限の拡充を図ること。
- (2) 「不当景品類及び不当表示防止法」第5条第1号に定める優良誤認表示では、平成26年3月に食材の表示について「ガイドライン」が示されたところであるが、具体的事例も限られており、基準等が明確になったとは言い難いものである。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等については、今後も随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実すること。
- (3) 健康食品における虚偽・誇大広告に対し、迅速かつ実効的な法執行を行うため、都道府県の執行実態を把握した上で、健康増進法においても、「不当景品類及び不当表示防止法」に規定されるような「不実証広告規制」の導入を検討すること。

2 消費生活相談体制の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費については、地方消費者行政推進交付金の継続等引き続き国が必要な財源措置を講ずるとともに、同交付金における用途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図ること。

また、地方消費者行政活性化基金から地方消費者行政推進交付金に移行した影響を最小限にとどめるため、活用期間の延長を含め、地方消費者行政活性化基金を柔軟に充当できるよう対応すること。